

原則

- 事業歴を問わず兵庫県内で事業実態があれば申し込み可能です。
(ただし一部の資金については1年以上の同一事業歴が必要となります。)
- 兵庫県信用保証協会の保証が必要です。
- 第三者保証人は不要です。
(第三者保証人とは、友人・知人・取引先等直接融資申込人<または会社等>と関係のない者、または生計を別にする親族等の保証人をいいます)

- ・主な要件だけを記載しているため、これら以外の要件がある場合もあります。
- ・審査等により融資を受けられない場合等もあります。
- ・利率は年度途中で変更する場合があります。
- ・担保及び保証人(第三者保証人を除く)は、保証協会または金融機関の定めるところによります。

(平成21年10月1日現在)

こんなとき、ご利用ください	資金名	資金 使途	融 資 条 件			申し込みのできる方	
			限度額	利率	融資(据置)期間	申し込みに必要な認定等その他の要件	
⇒ 2年以内に売上の増加が見込めるとき	新分野進出資金	設備 運 転	1億円	1.90%	10年(2年)	・融資を受けた後、おおむね2年以内に売上の増加が見込まれる方 ・創業または新分野進出後、1年以上5年以内で、さらなる発展を目指す方	認定不要(申込先による融資要件の確認で可)
⇒ 既存企業が、新しい分野に進出するとき						・現在の事業と異なる新しい分野に進出する方	認定不要(申込先による融資要件の確認で可) 【1年以上同一事業歴必要】
⇒ 新商品の開発等により経営の革新を図るとき ・(財)ひょうご産業活性化センターから成長期待企業として支援決定を受けたとき ・後継者不在により事業継続が困難となっている者から事業を取得するとき						・新商品の開発、生産など新たな取り組みにより経営革新を行う方 ・「中小企業技術評価制度」で一定以上の評価を得るなど、成長が期待される方	「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新計画」等の県(県民局商工労働課)の認定が必要 (財)ひょうご産業活性化センターの成長期待企業としての支援決定が必要
⇒ 新事業の事業化に取り組むとき ・健康・福祉・シルバー関連産業を営むとき						・後継者不在により事業継続が困難となっている方から事業譲渡等により円満に事業を取得しようとする方(M&Aや、社内従業員等による事業承継を含む。) ・海外進出を行う方	認定不要(申込先による融資要件の確認で可) 認定不要(申込先による融資要件の確認で可)
⇒ 設備の新設または増設を行うとき	設備促進資金	設備	3億円	1.50%	10年(2年)	・産学連携・事業連携による新製品・新技術開発、ものづくり・IT分野における新製品・新技術の開発、生活・サービス産業における新規事業開発などに取り組む方	「新産業創出支援事業」、「産学連携新産業創出支援事業」等(新産業立地課)または、「地域産業活性化事業(新分野進出等支援事業・企業枠)」「工業振興課」に基づく県の認定が必要
⇒ 設備の更新を行うとき						・地域資源を活用して新たな事業展開を目指す方	「中小企業地域資源活用促進法」に基づく「地域産業資源活用事業計画」の国の認定が必要
⇒ 先端技術の開発、先端機器の導入をするとき ・情報ネットワークの構築、情報化投資を行うとき						・健康・福祉・シルバー関連産業を営む方、または新たに営もうとする方	認定不要(申込先による融資要件の確認で可)
⇒ 食品関連施設で衛生上必要な機器を導入するとき						・新製品製造のための機械・設備の新設を行う方 ・当該製品等の売上高が10%以上増加する設備の能力増強を行う方	認定不要(申込先による融資要件の確認で可)
⇒ 拠点地区へ進出するとき	立地資金	設備	25億円(特認50億円)	1.30%	15年(2年)	・生産ラインの見直しなどのため、設備の更新を行う方	認定不要(申込先による融資要件の確認で可)
⇒ 産業団地へ進出するとき						・先端技術集約機器の導入または先進技術の開発を行う方 ・情報化投資を行おうとする方または情報サービス業を営む方等	認定不要(申込先による融資要件の確認で可)
⇒ 観光・商業において設備投資を行うとき	観光商業設備資金	設備 運 転	企業 7,000万円 組合1億4,000万円	1.90%	企業 7年(1年) 組合10年(1年)	・食品の安全のため、食品関連施設において衛生上必要とする機器を導入する方(融資対象機器については、生活衛生課にご確認ください)	認定不要(申込先による融資要件の確認で可)
⇒ 観光施設のバリアフリー化等を行うとき	サニール資金	設備	2億円	1.50%	10年(2年)	・県が指定した拠点地区に進出する場合で、県内常用雇用者を11人以上(但馬・丹波・淡路地域は県内常用雇用者6人以上)雇用する方	新規成長事業等への該当にかかる県(新産業立地課または国際経済課)の確認が必要
⇒ 障害者、高齢者雇用事業所の改善や事業所内保育施設の設置等を行うとき						・県が定める産業団地に土地を購入または賃借(定期借地を含む)し、進出しようとする方(土地購入後3年以内に事業を開始することが必要)	業種等にかかる県(新産業立地課)の確認が必要
⇒ 新規開業のための資金を必要とするとき	開業資金	設備 運 転	資格・経験あり 3,500万円 資格・経験なし 2,500万円	1.70%	7年(1年)	・観光施設(ドライブイン・レストハウス等)及びレクリエーション施設(スポーツ施設、教養・文化施設等)の整備を行う方 ・商店街及び小売市場の環境整備・店舗の増改築を行う方	認定不要(申込先による融資要件の確認で可)
⇒ いったん事業を廃止し、再起業するとき						・宿泊施設等の観光施設を有しており、バリアフリー化・国際化対応を伴う建築・修繕・改修を行う方(詳しくは、観光交流課にご確認ください)	「バリアフリー新法第17条」に基づく市町等の認定または(社)ひょうごツーリズム協会による国際伝統旅館等の登録が必要
⇒ いったん事業を廃止し、再起業するとき	再挑戦資金	設備 運 転	1,000万円	1.70%	10年(1年)	・障害者・高齢者を雇用する方または事業所内保育施設・勤労者福祉施設等の設置・改修等を行う方(詳しくは、しごと支援課・少子対策課・労働福祉課にご確認ください)	認定不要(申込先による融資要件の確認で可)
⇒ 新規開業のための資金を必要とするとき						・経験、資格を生かして新たに事業を開始する方 ・特許法等に基づく出願により登録を受け、その技術を用いて開業する方	事業に必要な資金の20%以上の自己資金が必要 【信用保証協会の保証が必要】
⇒ いったん事業を廃止し、再起業するとき	再挑戦資金	設備 運 転	1,000万円	1.70%	10年(1年)	・新規に個人で、または会社を設立して事業を開始する方(経験・資格等がない場合)	事業に必要な資金から1,000万円引いた額の半額または事業に必要な資金の20%のうち高い額の自己資金が必要 ・原則として担保・保証人不要 【信用保証協会の保証が必要】
⇒ いったん事業を廃止し、再起業するとき						・個人事業主又は法人の経営者で、いったん事業を廃止し、事業廃止から5年以内に再起業を図る方	再挑戦支援保証制度に基づく信用保証協会の保証が必要 ・自己資金不要、担保不要

原則

- 事業歴を問わず兵庫県内で事業実態があれば申し込み可能です。
(ただし一部の資金については1年以上の同一事業歴が必要となります。)
- 兵庫県信用保証協会の保証が必要です。
- 第三者保証人は不要です。
(第三者保証人とは、友人・知人・取引先等直接融資申込人<または会社等>と関係のない者、または生計を別にする親族等 の保証人をいいます)

- ・主な要件だけを記載しているため、これら以外の要件がある場合もあります。
- ・審査等により融資を受けられない場合等もあります。
- ・利率は年度途中で変更する場合があります。
- ・担保及び保証人（第三者保証人を除く）は、保証協会または金融機関の定めるところによります。

(平成21年10月1日現在)

こんなとき、ご利用ください	資金名	資金 使途	融 資 条 件			申し込みのできる方	申し込みに必要な認定等その他の要件	
			限度額	利率	融資(据置)期間			
・売上や利益が減少したため資金を必要とするとき ・台風等により被害を受けたとき ・倒産企業等の影響を受け、資金を必要とするとき ・金融機関の合併、事業譲渡、経営合理化等に伴い、資金調達が困難になったとき ・兵庫県中小企業再生支援協議会の支援を受けるなどにより企業再生を図るとき	経営安定資金	経営円滑化貸付	1億円	1.30%	10年(2年)	○最近3カ月間の売上額が前年同期に比べて3%以上減少している方 ○最近3カ月間の利益率が前年同期に比べて3%以上減少している方 等 ・平成21年台風第9号等により事業所に被害を受けた方	中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく市町の認定または金融機関による確認が必要【1年以上同一事業歴必要】	
		(災害復旧枠)					設備・運転	・平成21年台風第9号等により事業所に被害を受けた方 市町長が発行する「り災証明書」が必要
		連鎖倒産防止貸付	5,000万円	7年(1年)	○県または国が指定した倒産事業者に対して50万円以上の債権を有する方 ・国が指定した事業活動の制限により、経営の安定に支障が生じている方	県指定倒産事業者一商工会議所・商工会による認定が必要 国指定倒産事業者等一中小企業信用保険法第2条第4項第1号または第2号の規定に基づく市町の認定が必要		
		金融変化対策貸付	運転			・取引先金融機関の破綻・合併等により資金調達に支障が生じている方(第6号) ・金融機関の再編・合理化等により借入金が増加している方(第7号)	中小企業信用保険法第2条第4項第6号または第7号の規定に基づく市町の認定が必要 【信用保証協会の保証が必要】【上記7号認定のみ1年以上同一事業歴必要】	
・兵庫県中小企業再生支援協議会の支援を受けるなどにより企業再生を図るとき ・兵庫県中小企業融資制度及びその他の信用保証協会保証付融資の既往借入金の返済が困難になったとき	借換資金	企業再生貸付	1億円	2.00%	15年(3年)	・兵庫県中小企業再生支援協議会、金融機関等による支援体制が構築され、再生が見込まれる方 ・整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者のうち、再生が見込まれる方等	兵庫県中小企業再生支援協議会による「再生計画」の策定支援または中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に基づく市町の認定等いずれかが必要【信用保証協会の保証が必要】【1年以上同一事業歴必要】	
		借換貸付					県制度融資等返済資金及び運転資金 (台風第9号等災害対応)	・兵庫県中小企業融資制度及びその他の保証付融資の既往借入金について、約定返済中でありかつ借換による返済負担の軽減により経営の安定・改善が見込まれる方(ただし、立地資金・短期資金[期日一括返済分]・経営活性化資金・金融機関プロパー融資・市町制度融資・金融安定化特別保証融資等は対象外) ・上記要件に加え、台風第9号等により事業所に被害を受け、市町長が発行する「り災証明書」を有する方(り災証明書が床下浸水以下の場合は追加要件があります)
・長期または短期の事業資金を必要とするとき	長期資金	設備 運転	企業 組合 5,000万円 1億円	2.00%	10年(2年)	・長期の一般的な事業資金を必要としている方	特別の要件なし	
	短期資金	運転	3,000万円	1.60%	1年または6カ月	・短期の一般的な事業資金を必要としている方 ・貿易(輸出・輸入)のための資金を必要とする方		
・小規模事業者が資金を必要とするとき	小規模資金	小規模無担保貸付	設備 運転	2,500万円	1.90%	7年(6カ月)	常時雇用する従業員20人以下 (商業・サービス業5人以下) ・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が4,000万円以下の方 ・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が1,250万円以下の方 (特別小規模貸付については、商工会議所・商工会の推薦を受けた場合は保証料の割引があります)	・担保不要【信用保証協会の保証が必要】
		無担保・無保証人貸付		1,250万円	1.70%			申し込み前1年間において、所得税、法人税、事業税または県民税もしくは市町民税の所得割・法人税割のいずれかの税額が課税され、完納していることが必要 ・担保、保証人不要【信用保証協会の保証が必要】【1年以上同一事業歴必要】
		特別小規模貸付		運転	全国統一制度である小口等細企業保証制度に基づく信用保証協会の保証が必要			
・クレジットスコアリングモデルを使った短期間での審査による資金を必要とするとき	経営活性化資金	5,000万円 (運転資金のみは3,000万円)	金融機関所定	5年(6カ月) (運転資金のみは3年(なし))	・取扱金融機関と1年以上の与信取引のある中小企業者 (ただし、個人事業主については青色申告を行っている方)	・担保不要 【信用保証協会の保証が必要】【1年以上同一事業歴必要】		
・クレジットスコアリングモデルを使った短期間での審査による資金を必要とするとき	地域金融支援保証制度	設備 運転	5,000万円 保証限度額4,500万円 (商工中金90%保証)	金融機関所定	5年(なし)	保証料 3.25%以内 ・同一事業歴1年以上の中小企業者 (ただし、個人事業主については青色申告を行っている方) ・取扱金融機関の貸出取引歴が1年以上の中小企業者	・担保不要 ・商工中金の保証が必要	
・能力が増強する設備投資を行うとき、または生産ラインの見直し等により、設備更新を行うとき	チャレンジ企業設備投資応援融資制度	設備 運転	設備 1億円 運転 5,000万円	商工中金所定	設備10年(3年) 運転7年(2年)	・新製品製造のための機械、設備の新設を行う方 ・当該製品等の売上高が10%以上増加する設備の能力増強を行う方 ・生産ラインの見直しなどのため、設備の更新を行う方	・保証人は原則代表者1名 ・取扱金融機関：商工組合中央金庫	
☆ 赤枠内の2制度は信用保証協会を利用しないため、詳しくは、商工中金神戸支店(078-391-7541)にお問い合わせください。								
・環境保全のための設備の設置や工場の緑化等を行うとき ・最新規制適合車や低公害車を購入するとき	地球環境保全資金	環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金	設備	5,000万円	1.90% (利子補給あり)	7年(1年)	・県内に工場又は事業場を有し、環境保全のための設備の設置や工場の緑化等を行う方 ・県内に工場又は事業場を有し、最新規制適合車や低公害車の購入を行う方	対象設備によって、市町長の意見書等が必要な場合あり 【申込先は県環境政策課または県民局】
		最新規制適合車等購入資金			1.80% (利子補給あり)	10年(2年)		現有自動車の解体廃車が必要(低公害車の購入の場合は不要)
☆ 環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金は環境政策課へ、最新規制適合車等購入資金及び最新規制適合車等代替促進特別資金については大気課へお問い合わせください。利子補給については、別途申請が必要です。(一部対象外の資金あり)								